

新宿区名誉区民条例

平成 8 年 12 月 6 日

条例第 37 号

第 1 章 名誉区民

(目的)

第 1 条 この条例は、社会文化の興隆に功績があった者に対し、その功績をたたえ、区民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。

(称号を贈る条件)

第 2 条 新宿区名誉区民(以下「名誉区民」という。)の称号は、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当する者に贈ることができる。

- (1) 公共の福祉を増進し、又は学術・技芸の進展に寄与し、もって区民の生活及び文化に貢献し、その功績が極めて優れていて区民の尊敬を受ける者であること。
- (2) 区に引き続き 10 年以上居住している者又は引き続き 20 年以上居住したことがある者で、広く社会文化に貢献し、又は区の発展若しくは区民生活の向上に寄与し、その功績が極めて優れていて区民が郷土の誇りとして尊敬するものであること。ただし、特に必要があると認めるときは、その居住期間を短縮することができる。

(選定)

第 3 条 名誉区民は、区長が区議会の同意を得て選定する。

- 2 前項の規定により区議会の同意を求める場合においては、区長は、あらかじめ新宿区名誉区民選定委員会の意見を聴かなければならない。

(顕彰)

第 4 条 名誉区民を選定したときは、区長は、その者に名誉区民の称号を贈るとともにその事績を公示し、これを顕彰する。

(待遇及び特典)

第 5 条 名誉区民に対しては、区長が定めるところにより待遇及び特典を与えることができる。

(称号の取消し)

第 6 条 区長は、名誉区民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失い、区民の尊敬を受けなくなつたと認めたときは、区議会の同意を得て、名誉区民の称号を取り消すことができる。

- 2 前項により名誉区民でなくなつた者は、その取消しの日から前条の規定によって与えられた待遇及び特典を失う。

(特別名誉区民)

第 7 条 区長は、親善その他の目的で区の賓客として、来訪した外国人に対し、第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、特に名誉区民の称号を贈ることができる。

第 2 章 名誉区民選定委員会

(委員会の設置)

第 8 条 名誉区民の選定を適正に行うため、区長の附属機関として、新宿区名誉区民選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)

第 9 条 委員会は、第 3 条第 2 項の規定による意見を述べるほか、名誉区民に関する事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。

(組織)

第 10 条 委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。

2 委員は、区内に居住する者で、名誉区民顕彰制度について優れた識見を有するもののうちから、区長が委嘱する。

(委員の任期)

第 11 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、区長が新たに委員を委嘱するまでの間、なお在任するものとする。

(会長及び副会長)

第 12 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 13 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 14 条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

第 3 章 雑則

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。